



# これからの浄化槽について

令和5年10月27日



環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課  
浄化槽推進室長 沼田 正樹



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

1. 浄化槽の現状

2. 最近の浄化槽行政の方向性

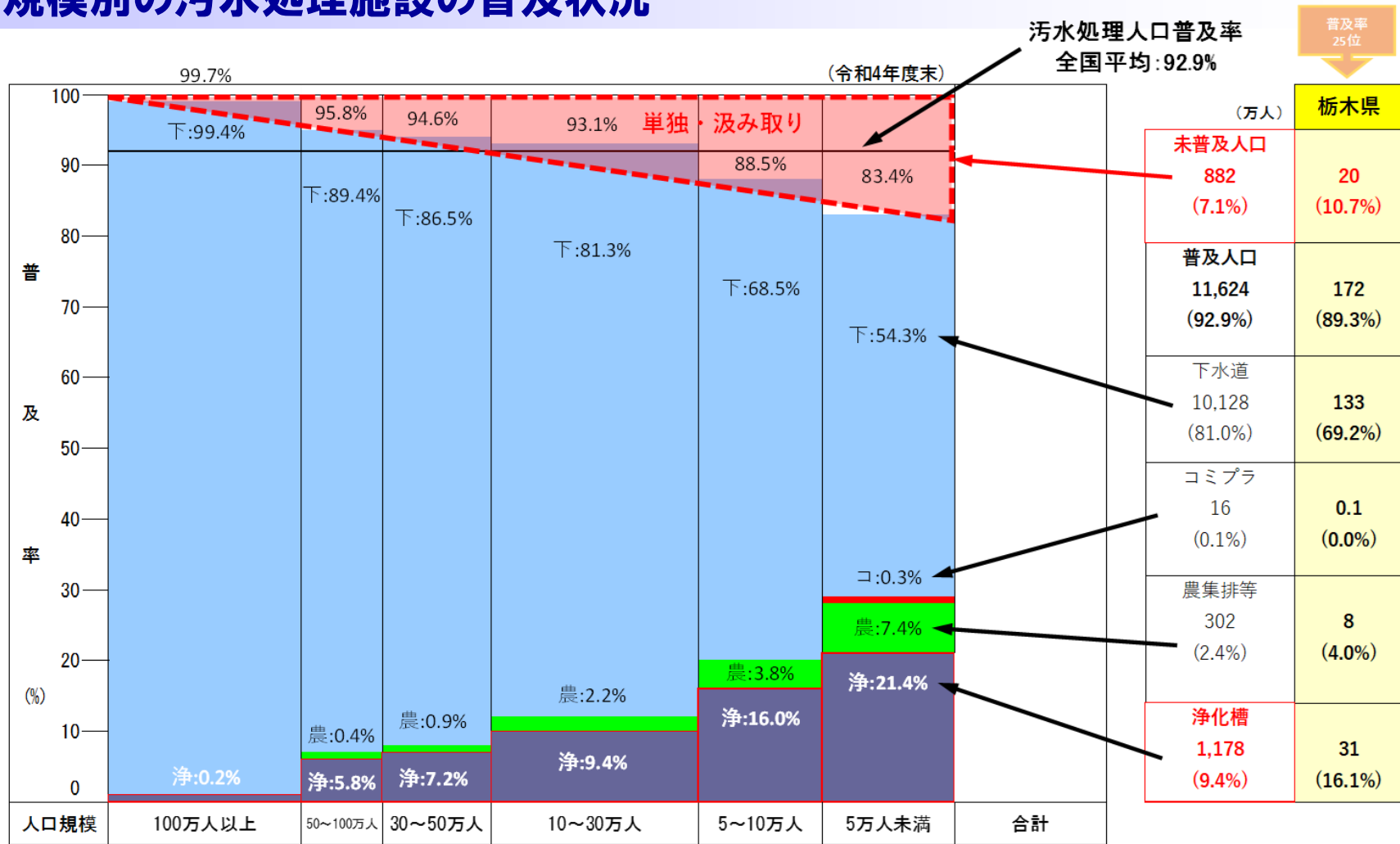
3. 浄化槽整備に係る予算制度

4. 令和6年度 浄化槽整備関係  
概算要求の概要



# 1. 浄化槽の現状

## 都市規模別の汚水処理施設の普及状況



都市規模別汚水処理人口普及率(令和4年度末)

※東日本大震災の影響で調査不能な2市町村を除いた値。

人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い

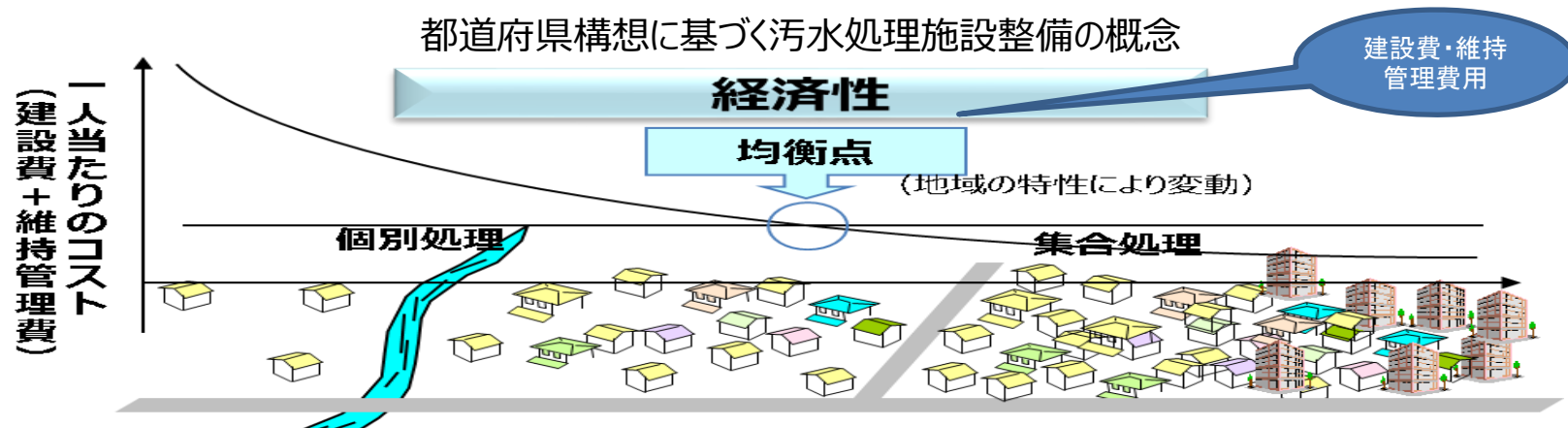
# 1. 浄化槽の現状

## 汚水処理施設の概成に向けて

- わが国の汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）は都道府県構想※に基づき、R8年度を目標に「各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」（＝概成）を目指すこととしている。（「概成」＝汚水処理人口普及率95%）

※各都道府県が策定する汚水処理の総合計画。当該構想を踏まえ市町村が具体的な汚水処理施設整備のための計画（＝アクションプラン）を策定。

- 概成目標の達成のためには、都道府県構想策定マニュアル（H26年 国交省・農水省・環境省策定）に基づき、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備の促進が求められる。
- 3省で実施した進捗状況点検の結果、多くの市町村が現在の進捗では概成目標の達成に不十分。市町村においてアクションプランを見直して、更なる整備の進捗を図る必要。



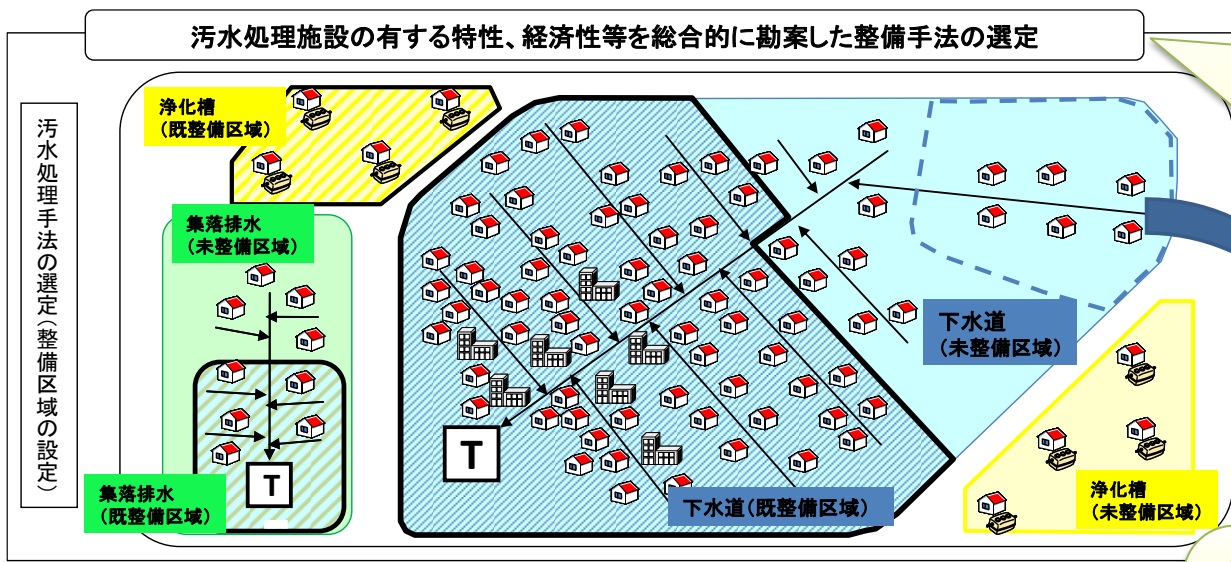
人口密度の低い区域は個別処理(浄化槽)が効率的

人口密度の高い区域は集合処理が効率的

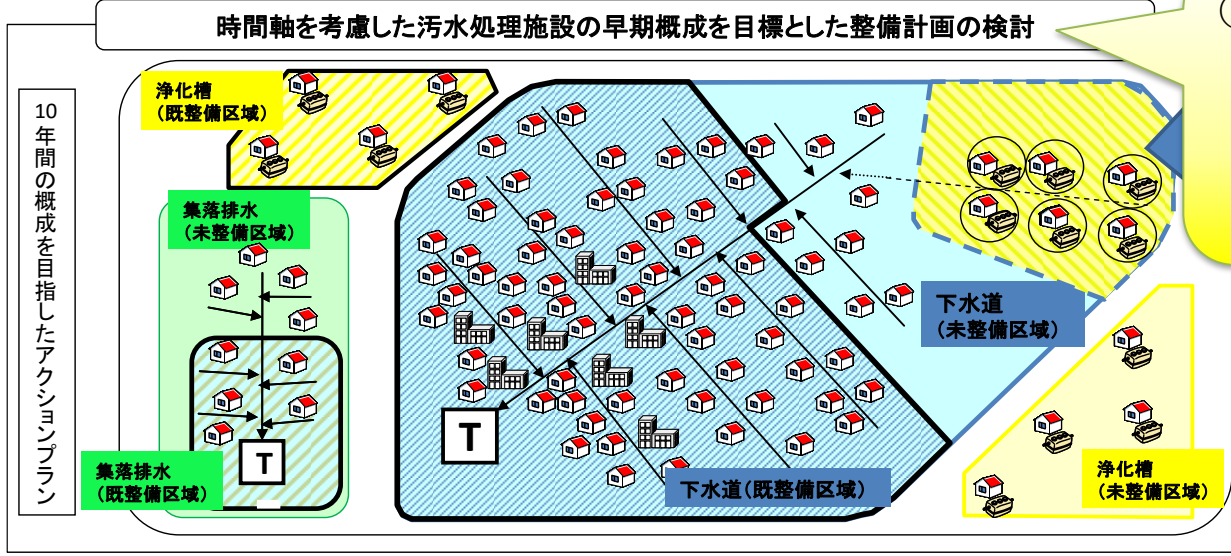
# 1. 浄化槽の現状

## 整備区域の見直しの一例

都道府県構想



①人口減少等社会情勢の変化を踏まえた見直しが実施され、集合処理計画区域が浄化槽区域に見直し



②早期概成の観点から集合処理の整備に10年以上要する地域を浄化槽区域に見直す場合も。

- 整備区域の凡例
- 下水道
  - 集落排水
  - 浄化槽

# 1. 浄化槽の現状

## 下水道から浄化槽への整備区域見直しの一例

### 山口県宇部市

- 令和2年8月、下水道区域を縮小し、汚水処理手法を下水道から合併処理浄化槽に見直すことを決定
- この結果、下水道区域は 5, 199ha → 3, 876ha に縮小

### 愛媛県松山市

- 令和3年4月に下水道計画を見直し。投資効果の高い市街化区域はこれまでどおり公共下水道区域とする一方、市街化調整区域は、原則、合併処理浄化槽による汚水処理区域とした
- この結果、下水道計画区域は 8, 728ha → 6, 943ha に縮小

### 徳島県(徳島市、小松島市等)

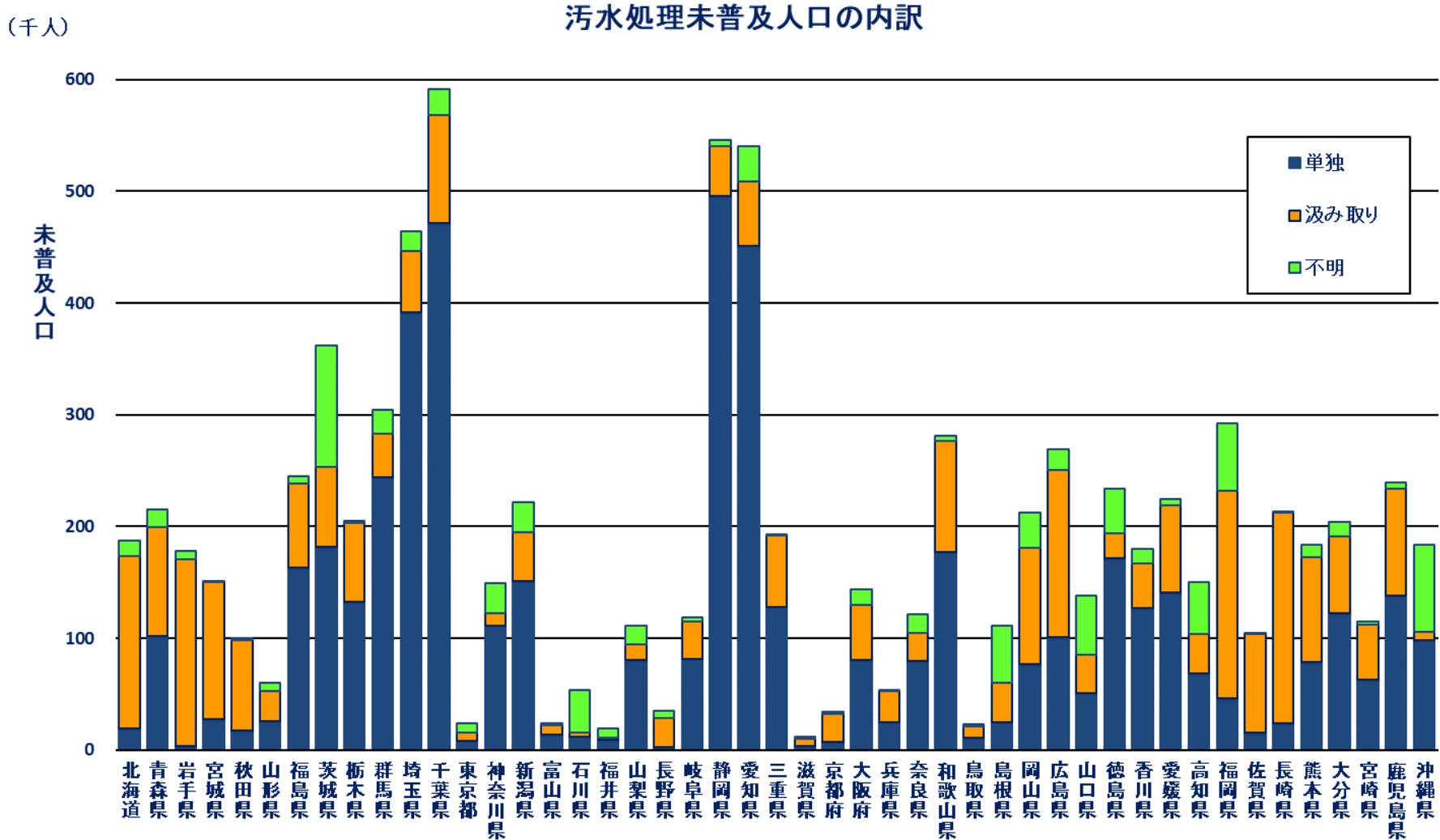
- 令和4年12月に県の生活排水処理構想を見直し
- この結果、県内の下水道等の集合処理区域は 11, 542ha → 7, 009ha に縮小
- 一例として徳島市は下水道整備区域を半減(3, 269ha→1, 612ha)、小松島市は下水道区域を481ha→0haに見直し、市全域で合併処理浄化槽による汚水処理を推進

### 青森県

- 令和5年6月に汚水処理施設整備構想を改定。下水道区域について、将来的に真に必要な区域へ絞り込む等の見直しを実施
- この結果、下水道等の集合処理区域は 41, 569ha → 37, 993ha に縮小

# 1. 浄化槽の現状

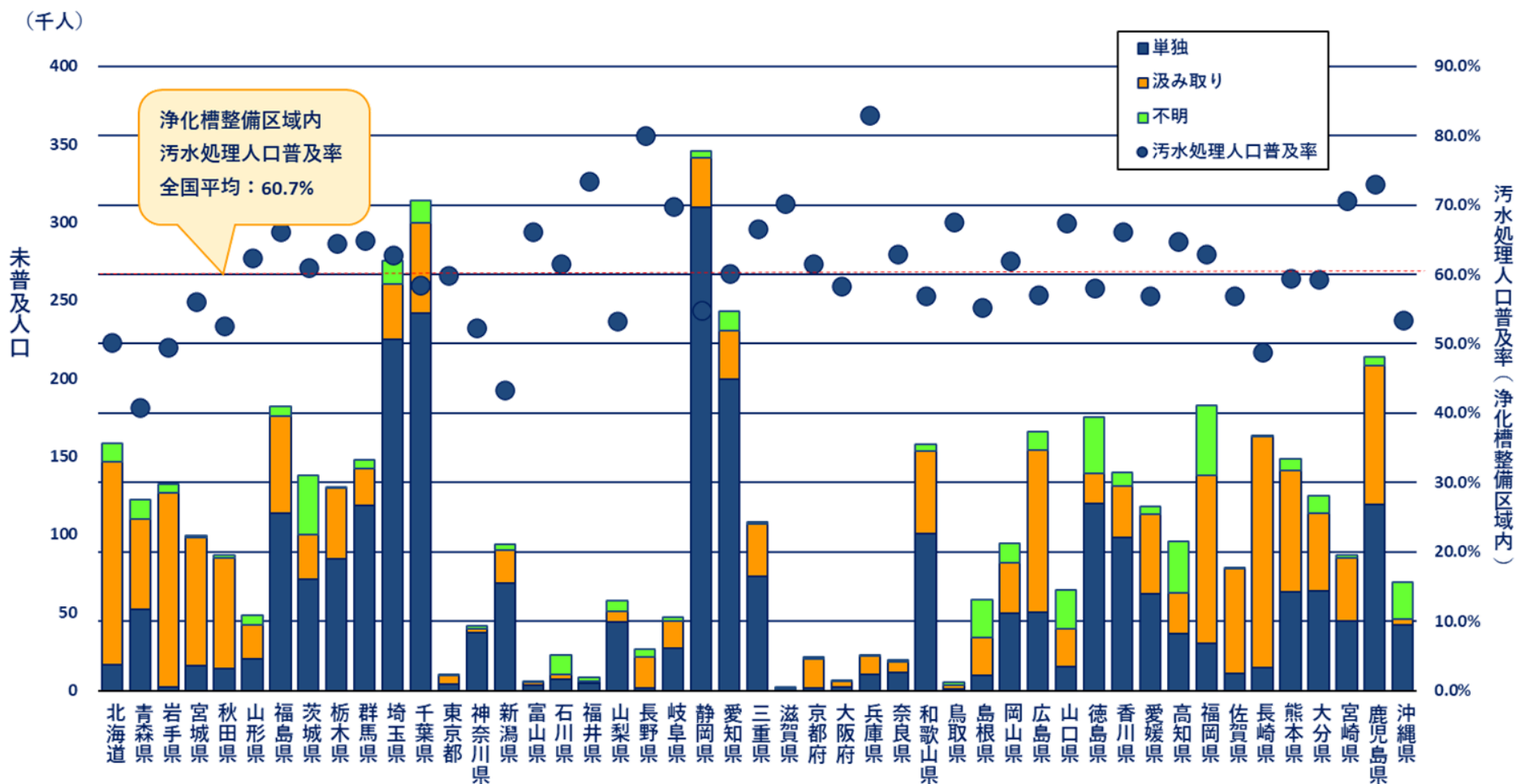
## 汚水処理未普及人口の内訳(令和4年度末)



(令和4年度末)

# 1. 浄化槽の現状

## 浄化槽整備区域内の未普及人口内訳(令和4年度末)



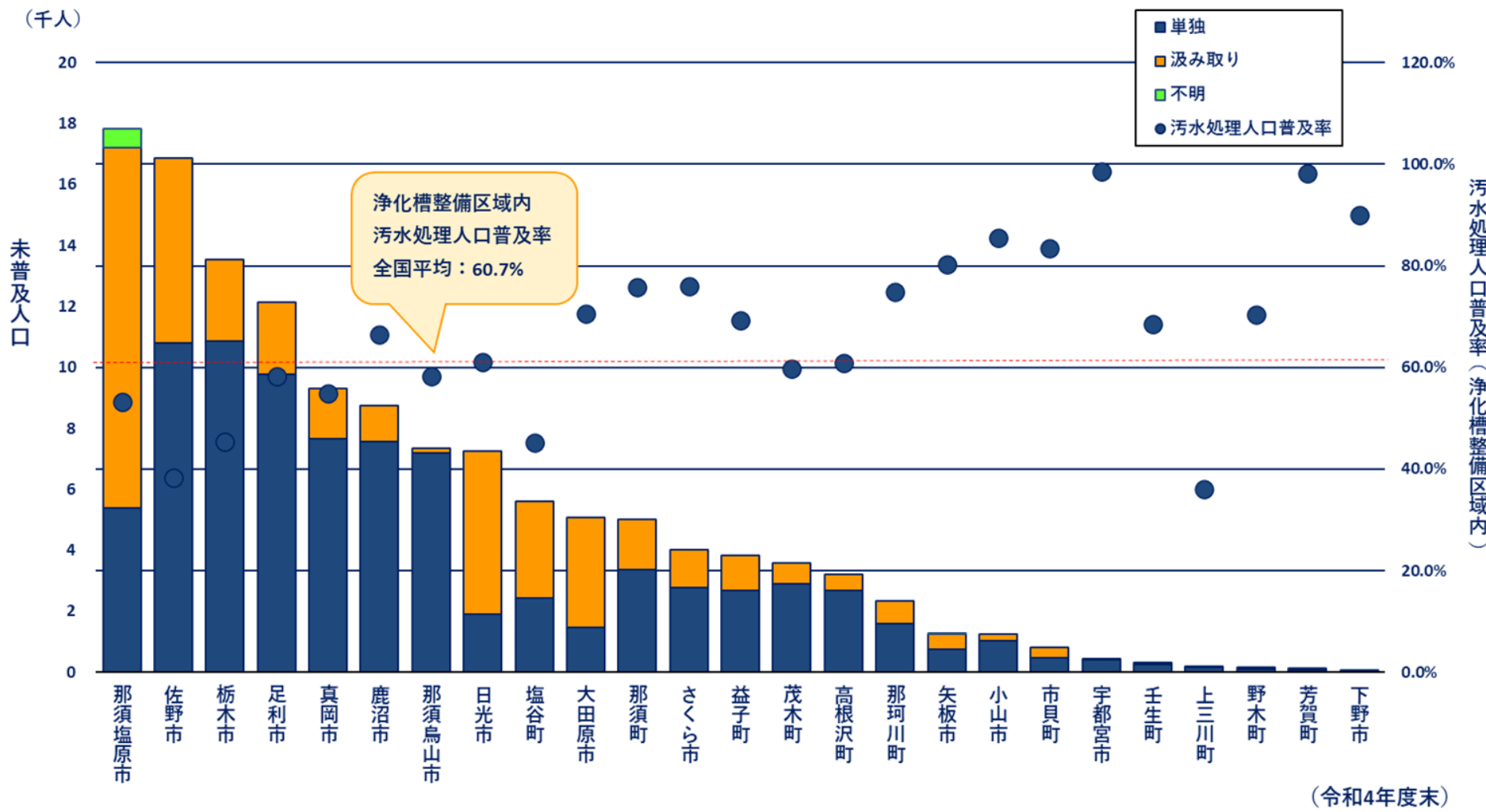
栃木県 浄化槽整備区域内の汚水処理人口普及率:64.5%  
同区域内の未普及人口:130,269人

(令和4年度末)



# 1. 浄化槽の現状

## 栃木県内の浄化槽整備区域内未普及人口の内訳(令和4年度末)

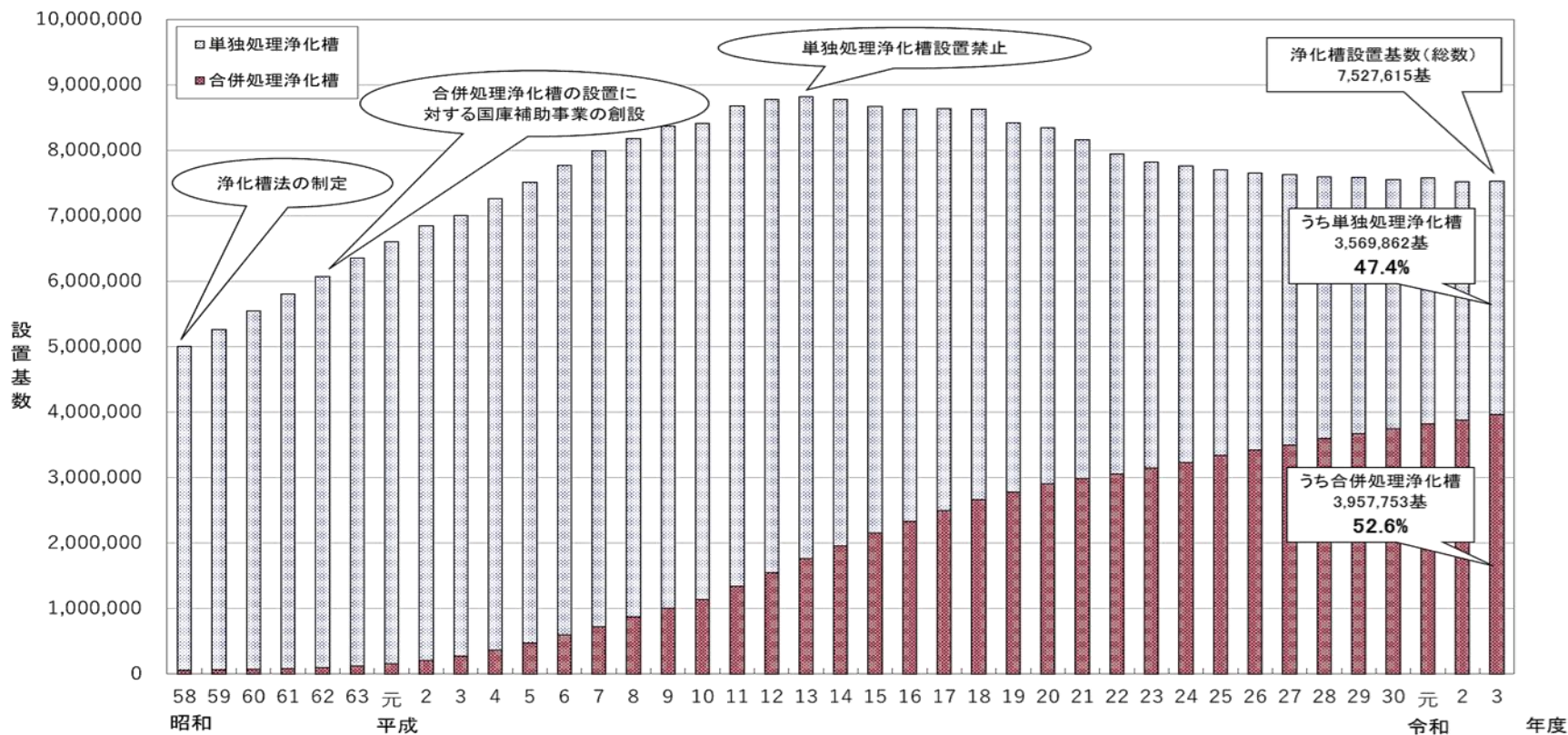


# 1. 浄化槽の現状

## 浄化槽設置基数の推移(～令和3年度末)

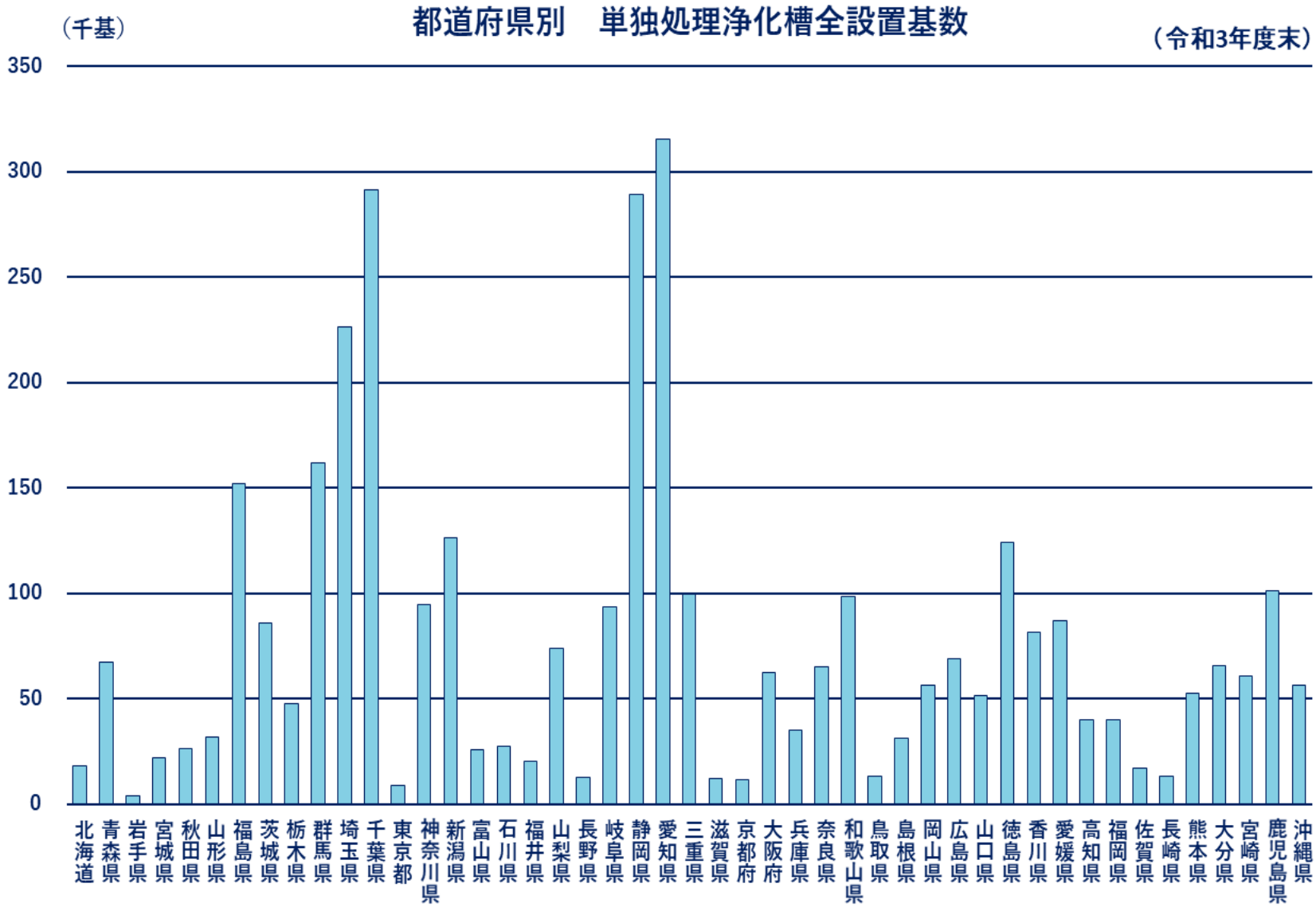
- **令和元年度調査で初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回り、令和4年度調査においても、引き続き、単独処理浄化槽の基数は大きく減少。**
- **未だに残存する約357万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。**

浄化槽の設置基数の推移



# 1. 浄化槽の現状

## 都道府県別の単独処理浄化槽全設置基数(令和3年度末)



出典) 環境省, 令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

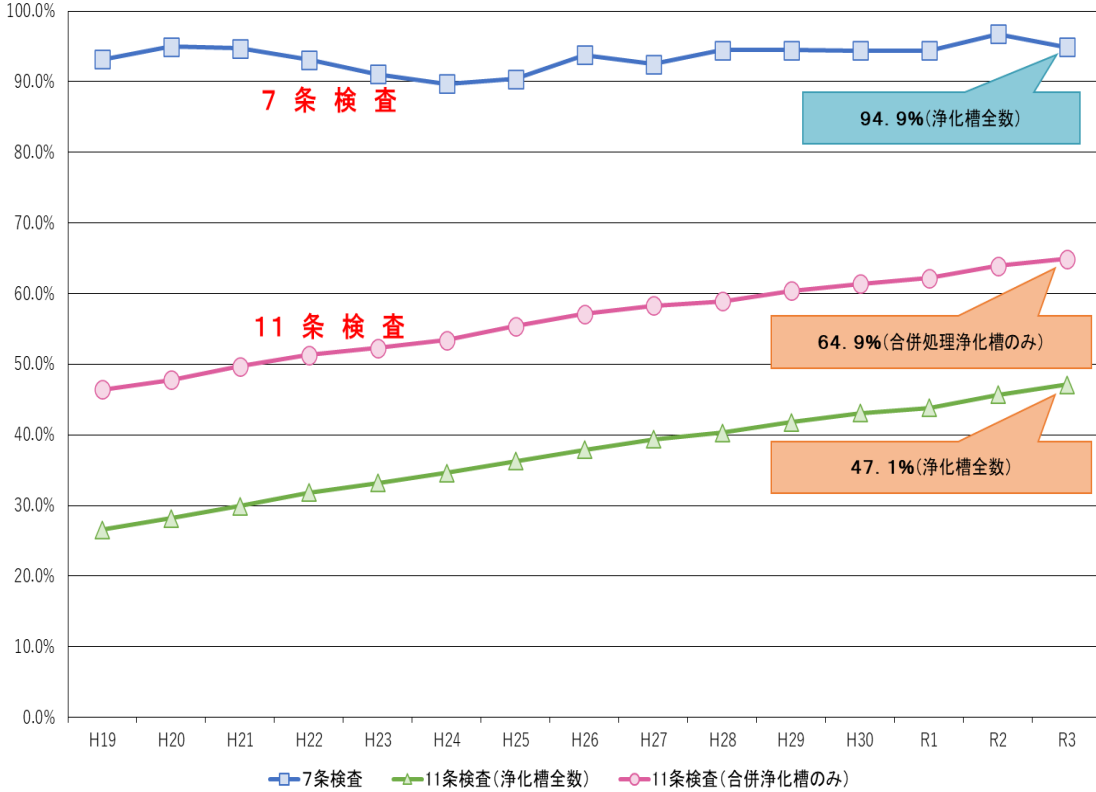
# 1. 浄化槽の現状

## 法定検査受検率の推移

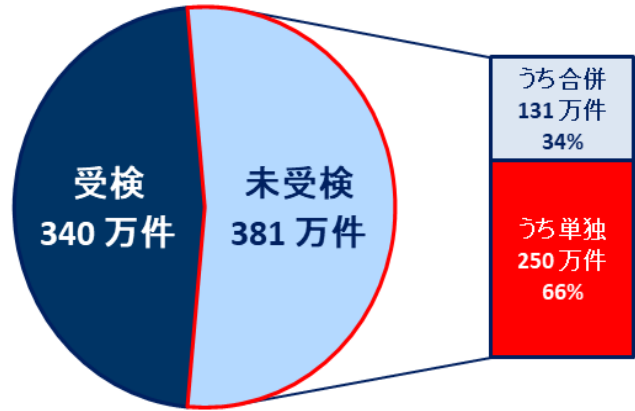
- 11条検査（毎年1回行う定期検査）の受検率向上が課題。
- 受検率は都道府県毎のばらつきが大きい（R3年度の合併処理浄化槽受検率は80%以上が16道県ある一方で、30%未満が3府県あり）

**栃木県**

- 7条検査 96.8% **(100%)**
- 11条検査 45.7% **(74.6%)**  
(うち合併処理浄化槽 63.9%) **(73.3%)**



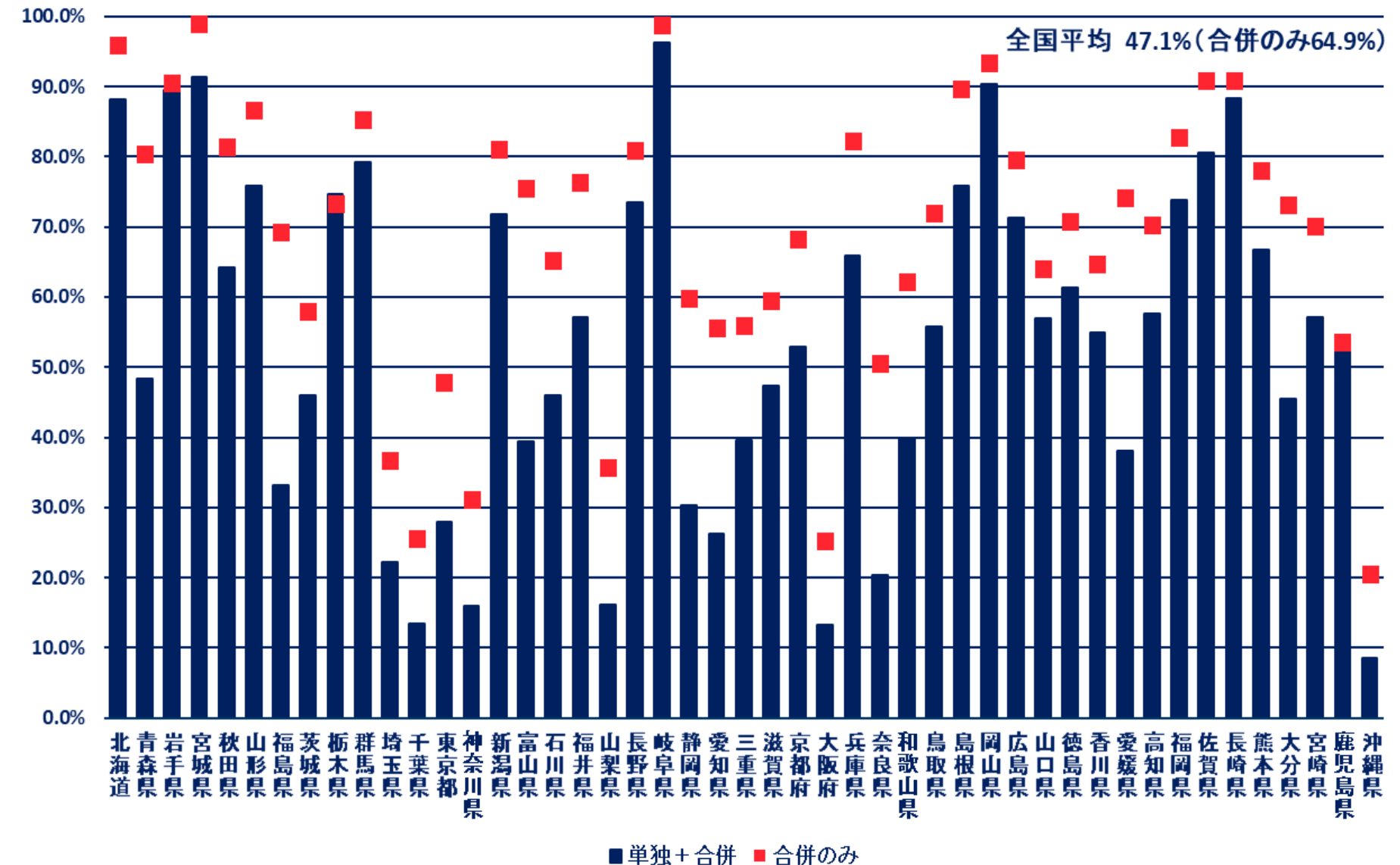
## 11条検査実施状況 (令和3年度末)



出典) 環境省, 令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

# 1. 浄化槽の現状

都道府県毎の11条検査受検率の状況(令和3年度末)



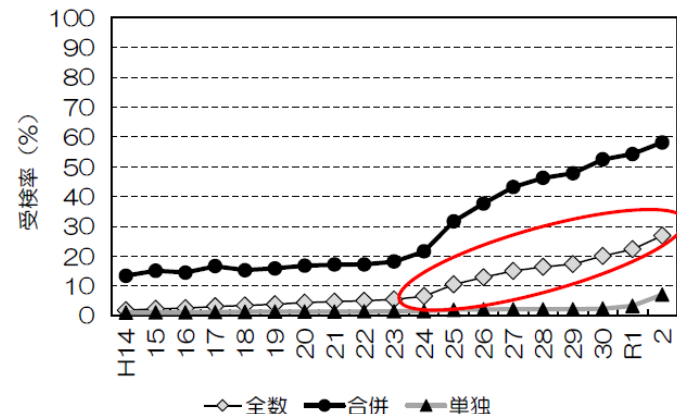
# 1. 浄化槽の現状

## 法定検査受検率向上に向けた取組

### 受検率向上の取組事例

(静岡県)

- ◆ 県の台帳データを活用した浄化槽設置情報の収集とDM発送、法定検査の周知強化学業等を実施
- ◆ 7条検査申込時に11条検査の契約を交わす継続受検の取組を実施
- ◆ H24→R2 で年平均2.5ポイントずつ上昇  
(合併処理浄化槽の受検率は年平均4.6ポイントずつ上昇)



## 受検率の高い県に共通するのは、県、市町村、指定検査機関、保守点検、清掃業者の連携

- ◎ 台帳整備の推進
- ◎ 一括契約の推進
- ◎ 未受検者に対する受検勧奨
  - ・行政と指定検査機関の連名による受検案内
  - ・未受検者への受検勧奨にテレビ等の媒体を活用
  - ・未受検者の勧誘を業者に依頼（申込代行） など

令和5年3月に公表

『浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた  
取り組み事例集』(第2版)

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/inspection/pdf/houteikensa-jirei202303.pdf>

# 2. 最近の浄化槽行政の方向性

## 単独処理浄化槽の転換の推進

- 単独処理浄化槽は公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺の生活環境にも影響を与える。既存の単独処理浄化槽は約357万基存在（40年以上経過したものは推計で約100万基）
- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。

### 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の汚濁負荷



未処理生活排水が水路に流入



### 単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい

### 単独浄化槽から合併浄化槽への転換

#### 上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。  
 (2021年度で約7,000件)  
 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性。

#### 単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去      合併浄化槽設置      配管工事

- ◆ **宅内配管工事への助成 (令和元年～)**
- ◆ **浄化槽法改正で設けられた「特定既存単独処理浄化槽」、「公共浄化槽」等の活用**

## 2. 最近の浄化槽行政の方向性

### 特定既存単独処理浄化槽への対応

- ◆ 特定既存単独処理浄化槽（以下、特定既存）とは、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。都道府県知事は管理者に対して、必要な措置をとるよう助言又は指導（必要に応じて勧告又は命令）の措置を行う。
- ◆ R3年度の法施行状況調査では、特定既存の適用事例は4県・1保健所設置市にとどまる。鹿児島県では、助言・指導を行った特定既存の約50%が転換・修繕するなど一定の効果。
- ◆ 環境省では、特定既存に対する措置の判断の参考とするため、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を示しており、この指針も活用しながら、法定検査の奨励と合わせ、積極的な取組をお願いしたい。

#### 取組事例（鹿児島県の取り組み）

- ◆ R2年度からの効率化検査導入及び浄化槽法改正に合わせ、県浄化槽指導監督要領を改正し、行政指導をより強化。
- ◆ 要領改正において特定既存の項目を追加し、指導に併せて合併転換の必要性の周知・啓発により自主的な転換を促す。
- ◆ 令和2年度において、211基を特定既存として指導し、約50%が除却・修繕等により改善。

（特定既存単独処理浄化槽への対応）

特定既存単独処理浄化槽と判定される浄化槽

・本体が漏水しているもの

・構造上、設置上の不具合があり、放流BODが120mg/lを超過しているもの

・全ぱっ気方式で著しく汚泥が流出しているもの

・消毒装置の破損・欠落等により、処理水が未消毒のまま定常的に放流されているもの



合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促進

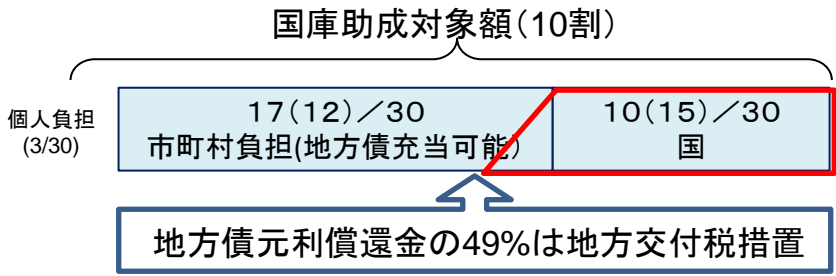


# 2. 最近の浄化槽行政の方向性

## 公共浄化槽及び民間活用の普及促進

### 公共浄化槽事業の概要

- 市町村が、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽処理促進区域として指定し、当該区域において市町村が主体となって面的な浄化槽の整備を実施。
- 市町村が自ら浄化槽の維持管理を実施。



### 公共浄化槽の特徴

#### 特徴

- ① 市町村が主体となることで計画的な浄化槽整備（単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換）を促進
- ② 確実な維持管理の実施による放流水質の向上
- ③ 設置や維持管理に関する住民負担（金銭・手間）の軽減
- ④ PFI等の民間活用が有効

#### 民間活用によるメリット

- 市町村における事務負担の軽減
- 事業に要するコスト縮減
- 地元業者を中心とした地域経済への波及効果

#### PFIによる整備事業の実績

- 現在実施されているPFIによる事業 : 12市町
  - これまでに実施されたPFIによる事業 : 19市町 (実施中含む)
- (令和2年12月末現在)

#### 民間活用制度

- PFI制度
- 指定工事店制度
- 指定管理者制度

# 2. 最近の浄化槽行政の方向性

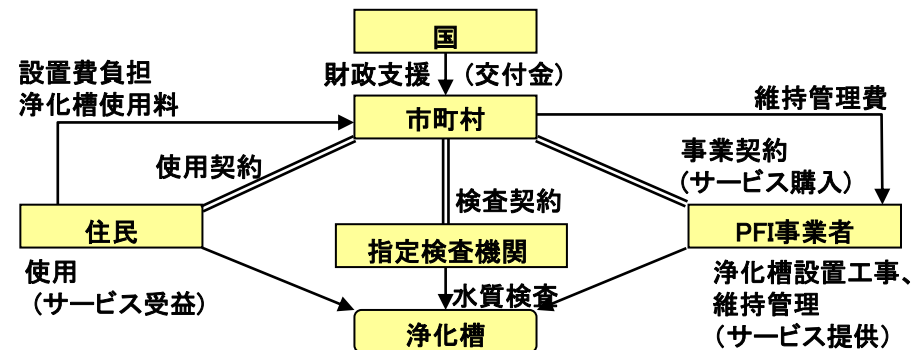
## 公共浄化槽等整備推進事業の対象となるPFI方式の追加

- 従来、循環交付金（公共浄化槽等整備推進事業）においては、PFI事業として、市町村が浄化槽を所有する事業方式（BTO方式：Build Transfer Operate）のみ対象としていたが、令和2年4月施行の改正浄化槽法においては個人等が市町村に寄託等を行うことにより、浄化槽の所有を市町村に移さずに、市町村が公共浄化槽として管理することが可能とされた。
- これにより、BTO方式だけでなく、民間事業者が浄化槽を所有しつつ、市町村との契約により浄化槽の設置及び管理を行う事業方式（BOO方式：Build Own Operate、BOT方式：Build Operate Transfer）についてもPFI事業として実施が可能となり、各地域において、このような方式による公共浄化槽事業のニーズも出てきている状況。
- 以上を踏まえ、公共浄化槽等整備推進事業の対象となるPFI事業方式について、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算より、従来のBTO方式に加えて、BOO方式、BOT方式を追加。あわせて、PFI事業の活用に向けたマニュアルを令和4年度に策定。

### <BOO方式、BOT方式の特徴>

- ✓ 施設の施工、所有、運営、維持管理等が一体となった事業であり、民間のノウハウの発揮の余地が大きい。
- ✓ 民間において施設を所有するため、公共における財産管理の事務・手続が生じない。

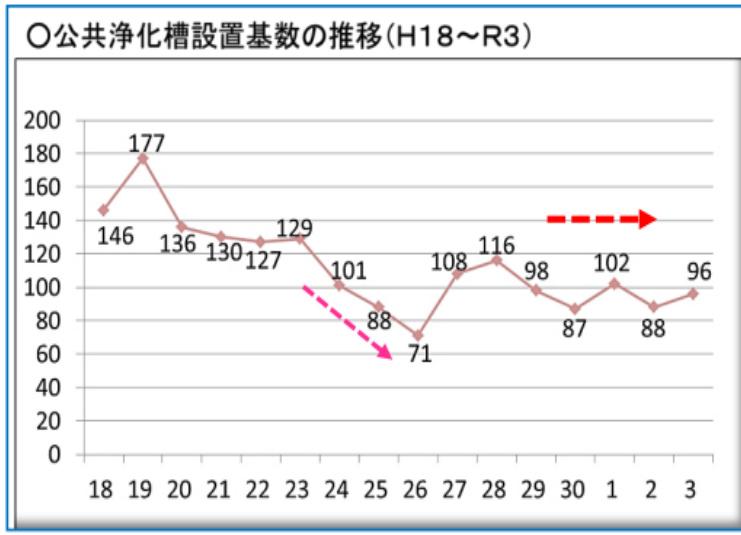
### <PFI-BOO方式の想定される事業スキーム>



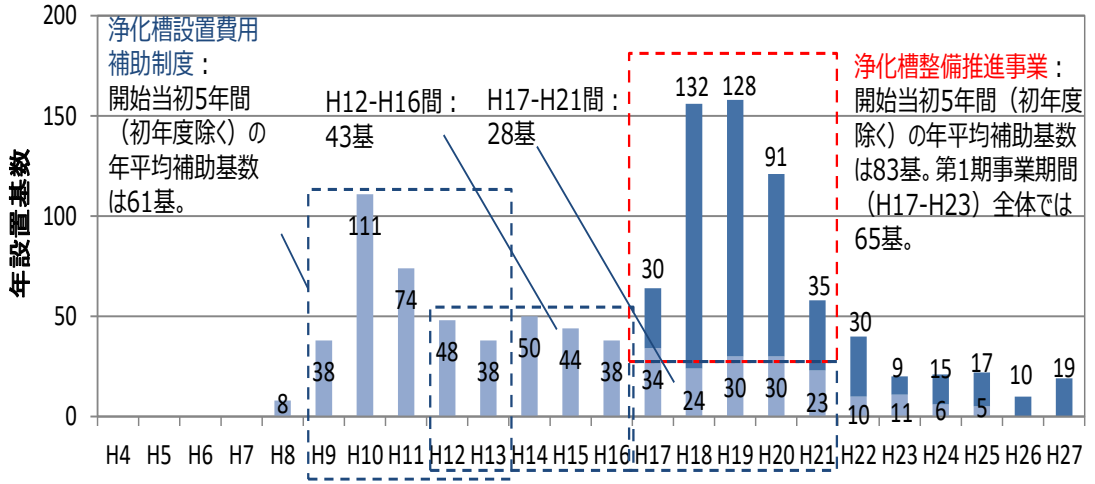
# 2. 最近の浄化槽行政の方向性

## PFI事業の実施による効果

- ▶ これまでに実施されたPFI事業の実績（19市町）を見ると、整備目標基数は数百基～数千基のケースが多く、スケールメリットによる費用低減が図られるとともに、民間のノウハウ活用によって事業費の抑制につながっている。事業のVFM（費用対効果）としては平均30%程度となっており、PFI事業の普及拡大による浄化槽整備事業のコスト削減効果が見込まれる。
- ▶ また、浄化槽整備推進の効果としても、H27年度より市全域でPFI事業を実施している徳島県三好市の例では、年々設置基数が減少していたところ、H27年度のPFI実施以降、設置件数は毎年100基前後に増加して推移している。また、大阪府富田林市では、H17年度のPFI実施後の5年間の年平均設置基数が111基となり、実施前5年間の平均基数43基の2.6倍の増となっている。



徳島県三好市におけるPFI事業の例



※「浄化槽設置費用補助」は従来の個人設置型補助を指し、「浄化槽整備推進事業」は公共浄化槽によるPFI事業を指す。

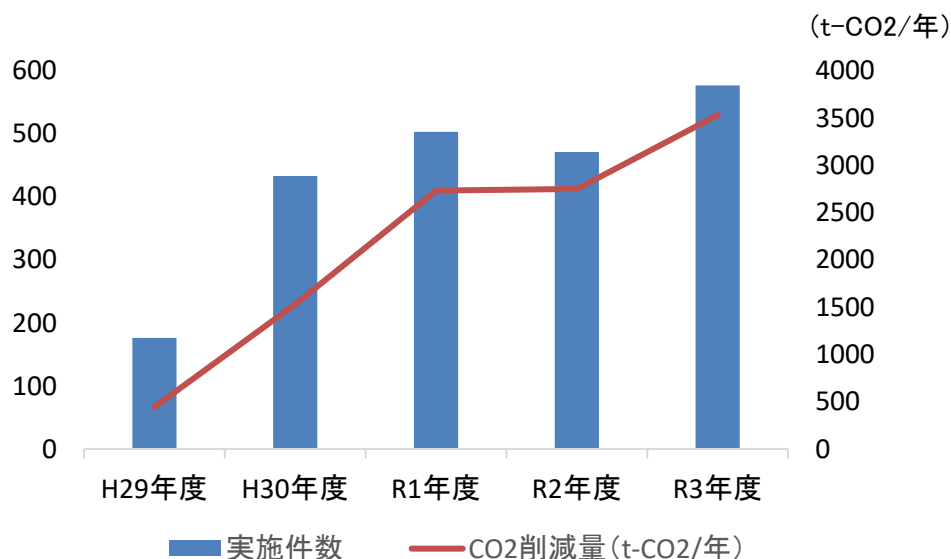
大阪府富田林市におけるPFI事業の例

# 2. 最近の浄化槽行政の方向性

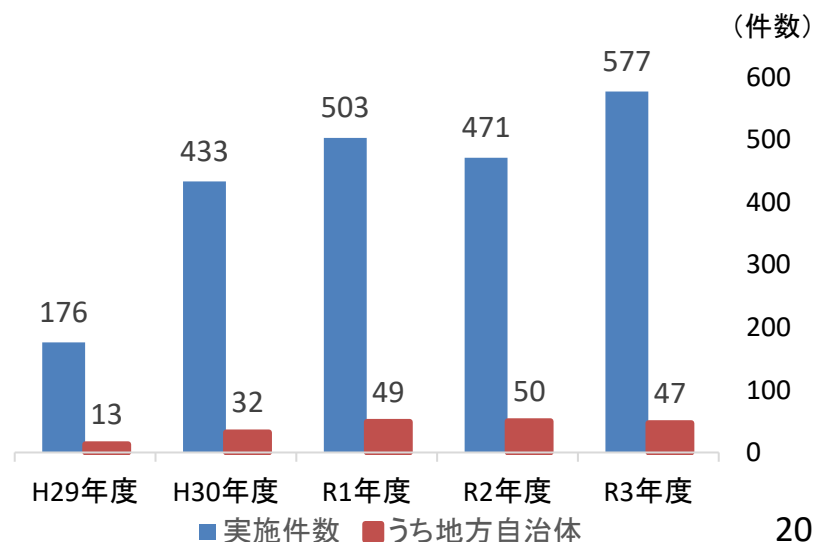
## 浄化槽システムの脱炭素化

- 脱炭素社会の実現に向け、浄化槽分野においても高効率プロワ等への改修や先進的省エネ型浄化槽への交換を進めていくことが必要。R3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において先進的な省エネ型浄化槽の導入促進を明記。
- **R4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた新規予算（エネルギー対策特別会計）を18億円計上し、R5年度予算においても引き続き同額を計上。**
- しかしながら、これまでの実績を見ると、**地方自治体の割合が約1割程度と非常に低くなっている**。浄化槽分野における**脱炭素化対策の推進**及び**省エネ対策や再エネ導入によるランニングコスト削減**のため、**地方自治体が所有する中大型浄化槽において本事業が積極的に活用されるよう周知・広報を実施。**

### 省エネ型浄化槽導入支援事業の実績



### 省エネ型浄化槽導入事業の地方自治体実績



## 2. 最近の浄化槽行政の方向性

### 浄化槽における強靱化対策の推進

#### 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル

- 平成30年7月豪雨等、水害による被害が甚大化していることを踏まえ、地震だけでなく風水害発災時にも対応できるよう、水害対策などを新たに盛り込んだ「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」を令和3年4月に作成。
- 第3版では、浄化槽ユーザー、浄化槽関係業者、行政等の主体ごとに災害予防、応急対策、復旧・復興等について整理し、主体ごとの対策を明確化。
- 本マニュアルにより、平時における災害予防の検討・実施項目や、災害時の浄化槽の緊急対応を明確にし、被害地域の汚水処理システムの迅速な復旧等の実現を図る。



洪水により浄化槽が露出した例



浄化槽内に土砂が流入した例

#### 浄化槽の災害対策・長寿命化対策への支援

- 災害により被災した浄化槽の更新又は改築事業に対する助成を実施しており、引き続き必要な予算を計上。
- また、全国で供用年数が長期化した浄化槽が増加している状況を踏まえ、「浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン（第2版）」を令和4年4月に作成。
- 令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算より助成メニューを拡充し、個人設置の浄化槽を含め、浄化槽の改築・修繕に対して助成を実施。



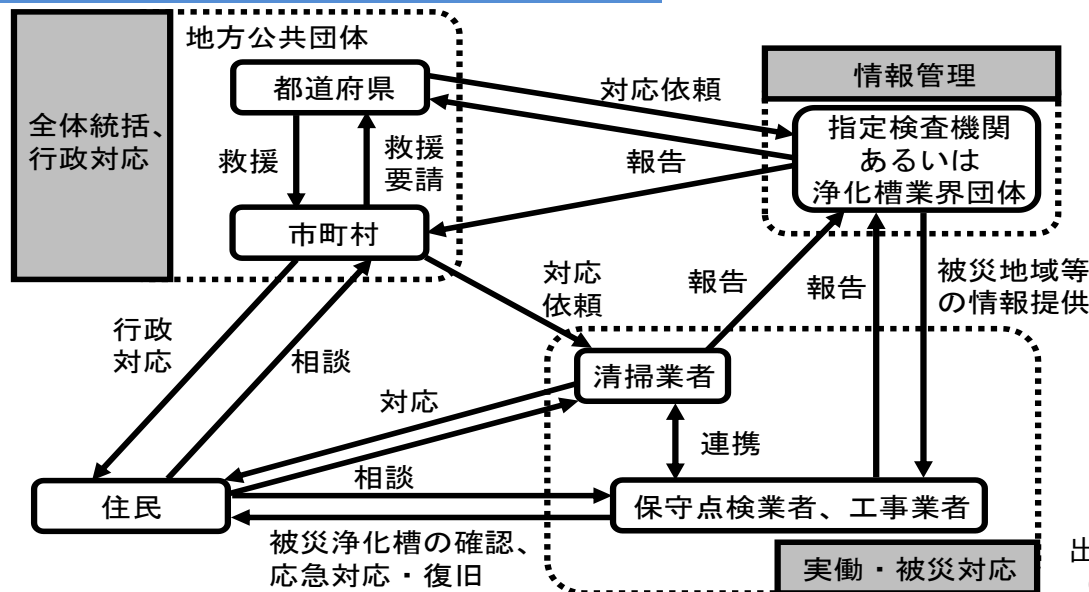
浄化槽の劣化（鋼管製バルブの腐食）

## 2. 最近の浄化槽行政の方向性

### 災害時の対応に向けた体制の整備

- 災害時に浄化槽に関する被災状況の把握・対応を迅速に行うためには、あらかじめ各主体の役割を明確にし、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の各段階において連携して作業を進めていくことが必要であり、「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」において主体ごとの対策を明確化。
- 発災後の混乱を回避するため、被災浄化槽に係る情報を集約管理し、地方公共団体と浄化槽関連業者との連絡調整を図り、必要に応じて作業担当者に指示を出す等の災害対策の情報管理に関する中心的役割を担う組織が必要であり、こうした組織として、指定検査機関及び浄化槽業界団体を想定。
- 加えて、地方公共団体と関係団体・事業者との間で協議を行い、あらかじめ、災害時における浄化槽汚泥の収集・運搬・処理に関する協定を締結することを推奨。

### 災害対応における各主体の役割の例



出典：「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」  
(令和3年 環境省)

※地域の実情により、連携体制は異なる。

# 2. 最近の浄化槽行政の方向性

## 浄化槽台帳システムの整備・活用の促進

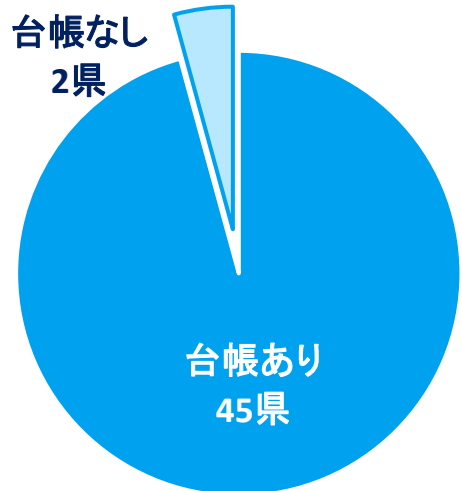
### 浄化槽台帳システムとは

行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、関係事業者（保守点検・清掃）からの情報を整理し電子データ化したデータベースとそれを管理するシステムで構成されたもの

### 浄化槽台帳に係る現状と課題

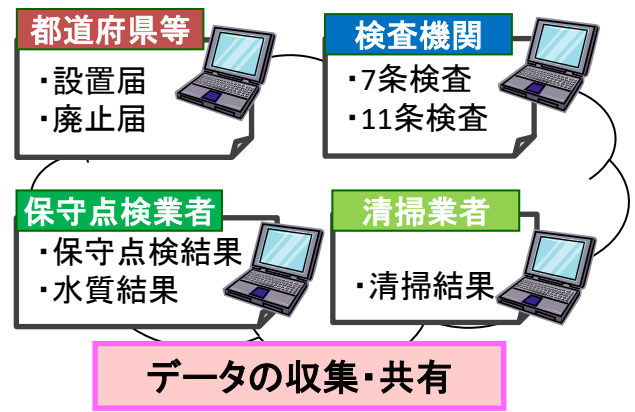
- 過去に蓄積した情報（設置・維持管理等）が紙ベースや複数の電子ファイルに分かれて保存。
- データの更新が不十分で設置基数、管理状況等が正確に把握できず、無届浄化槽、廃止済み浄化槽等が十分把握できていない
- 関係者からの情報の受け渡し、共有が効率的に行われていない。

### 都道府県の台帳整備の状況



※「台帳なし」の2県においても台帳整備に向けて対応を進めている状況  
 出典)環境省、令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

### 浄化槽台帳システムのイメージ



浄化槽台帳システムを整備し、電子データにより情報収集・共有を効果的に実施し、浄化槽に係る情報を効率的かつ正確に把握することで、維持管理の向上に向け、よりきめ細かな管理・指導が可能

## 2. 最近の浄化槽行政の方向性

### 協議会について

#### 趣旨・目的

- ◆ 改正浄化槽法により、都道府県及び市町村は、行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会を設置することができる旨が制度化された。
- ◆ 協議会は、浄化槽設置者の単独転換及び維持管理向上に対する支援や関係者との連携による浄化槽台帳の精度向上等に必要な協議・実施を促す法的なツールであり、情報基盤のツールである浄化槽台帳整備とあわせて、単独転換の促進や維持管理向上の推進に向けて、行政と事業者が連携して協調的に取り組んでいくための有効な仕組みとして期待されている。

#### 概要

- ◆ 協議会の主な業務内容は以下のとおり。
  - ✓ 浄化槽管理者に対する支援（維持管理費用等の個人負担の軽減、一括契約の推進等）
  - ✓ 公共浄化槽の設置
  - ✓ 浄化槽台帳の作成・情報収集
  - ✓ 特定既存単独処理浄化槽に関する情報収集や除却判断等
- ◆ 協議会を組織する際は、以下の点に留意が必要。
  - ✓ 管内の浄化槽等の関係団体と協議の上、地域の実情にあった課題の設定、体制の設定を行う。
  - ✓ 地域の実情に合った構成員を検討する。具体的には、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者、外部有識者等の中から、地域の実情や協議会の目的を踏まえて検討する。





## 2. 最近の浄化槽行政の方向性

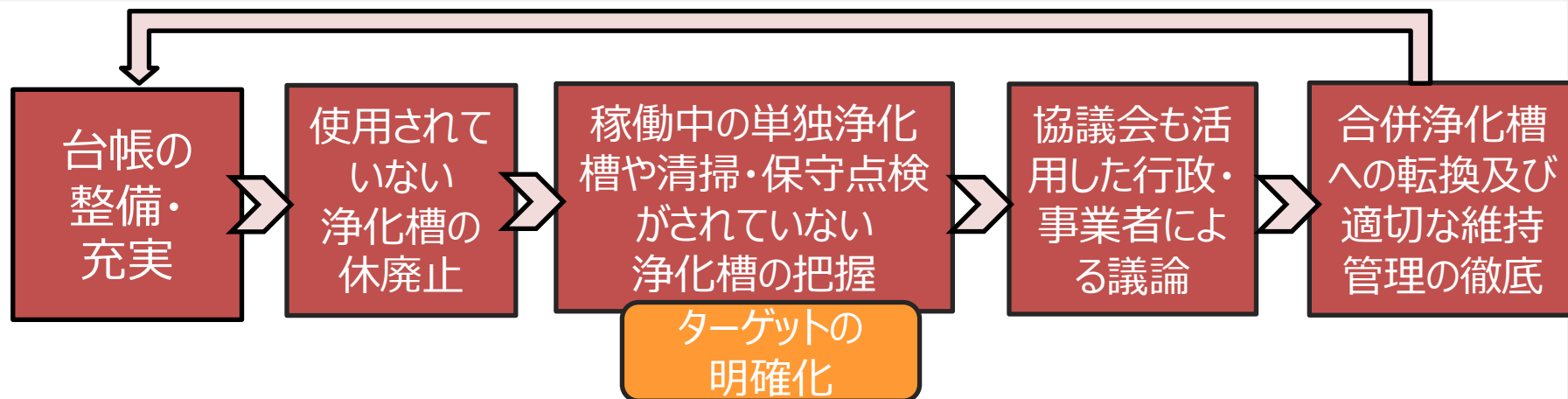
### 適切な維持管理の実施に向けた取組について

改正浄化槽法で台帳整備を義務付け → R5には全ての都道府県が整備見込

\* 台帳には清掃業者・保守点検業者の行う維持管理の情報も統合する必要がある、取組を促している

**協議会**の規定が改正浄化槽法で設けられている。  
→ 行政と事業者がこの枠組を使って議論することも重要

以下のサイクルを回していくことが必要であり、自治体や関係機関へのヒアリング・呼びかけを進めている。



## 2. 最近の浄化槽行政の方向性

### 適切な維持管理の実施に向けた今後の取組について

#### 調査

- ① 清掃・保守点検の実施率についての全国的な調査の実施
  - 今年度から初の取組として、清掃・保守点検実施率の全国調査を実施
  - 全国的な実態を明らかにし、関係者の意識向上と指導徹底を図る

#### 通知

- ② 維持管理の徹底に向けた通知の発出
  - 全国の都道府県に対して、浄化槽台帳の整備と台帳情報の積極的活用による維持管理（清掃・保守点検・法定検査）の実施に向けた指導強化に係る通知を5月25日に発出済み

#### 徹底・フォローアップ

- ③ 通知の徹底・調査結果のフォローアップ
  - ブロック会議で通知の徹底と積極的な取組を促す（8月実施）
  - 調査結果を踏まえ、全国の取組状況をフォローアップし、先行事例等の横展開を図る

# 2. 最近の浄化槽行政の方向性

## 浄化槽法に基づく維持管理の徹底に係る通知(概要)

### 令和5年5月25日付け環境省環境再生・資源循環局長通知

#### ○通知の趣旨

・現状、各都道府県において、保守点検・清掃の実施状況が十分把握されておらず、実施率が低い状況が見られる。このため、都道府県知事において、浄化槽台帳を整備するとともに台帳情報を積極的に活用して、浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の実施に向けた指導を強化することが急務であり、その旨周知徹底するもの。

・指導の強化に当たっては、都道府県・市町村・指定検査機関・関係事業者等による協議会等を組織することにより、関係者が一体となって取り組む体制の構築に努めること。

・また、浄化槽台帳のシステム化やデジタル化を積極的に推進し、より精度の高いデータを一元管理することによって管理の高度化を図り、迅速かつ適切な指導の強化につなげること。

#### ○法に基づく維持管理が行われていない浄化槽の把握

・都道府県知事は、浄化槽台帳により維持管理の実施状況等に関する正確な情報を収集し、法に基づく維持管理が行われていない浄化槽を的確に把握すること。

・都道府県知事は、維持管理に関する情報の収集に当たり、法第49条第2項の規定を活用して市町村に対して清掃の実施状況に関する情報の提供を求めるなど、実効性のある情報収集を積極的に実施すること。

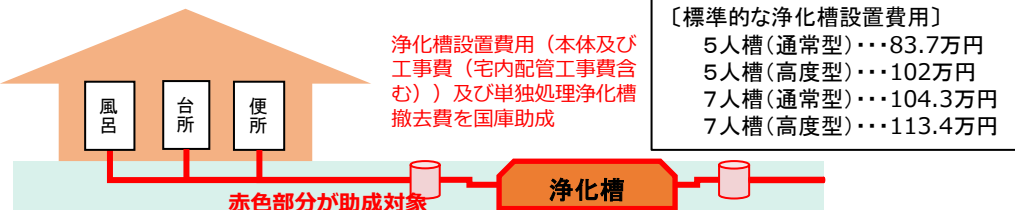
#### ○法に基づく維持管理の徹底に向けた指導等の実施

・都道府県知事は、法に基づく維持管理が行われていないと認めるときは、法の規定に基づき浄化槽管理者に対して必要な改善措置等を命じることができ、当該命令に違反した者は罰則の対象となるものである。

・こうした法の趣旨を改めて認識し、適正な維持管理の実施に向けた指導等を徹底すること。

# 3. 浄化槽整備に係る予算制度

## 循環型社会形成推進交付金



- 浄化槽の設置費用に加え、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(単独転換)を推進するため、単独転換に伴う宅内配管工事費用を上限30万円として助成
- 国庫助成率は1/3(ただし、環境配慮・防災まちづくりに資する浄化槽整備及び沖縄・離島地域は助成率1/2)

### 浄化槽設置整備事業 (S62～)

- 個人が浄化槽を設置し、市町村が設置費用を助成する事業に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- 個人が維持管理を行う。

<助成率>

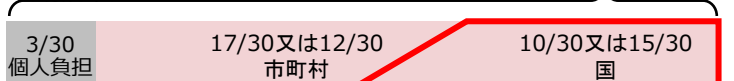


※市町村負担の最大80%まで地方交付税措置

### 公共浄化槽等整備推進事業 (H6～)

- 市町村が公共浄化槽を設置する事業に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- 市町村において、浄化槽の使用料を徴収し、維持管理を行う。
- PFI手法の導入により事業費削減、住民サービス向上、市町村職員負担の抑制等が可能(これまで19自治体で実績)。PFI手法の導入調査等の費用に対しても助成を実施。

<助成率>



※市町村負担分に対し地方債の起債が可能であり、地方債の元利償還金の49%を地方交付税措置

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

### 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 (R4新規)

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進。

#### 【補助対象】

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備(太陽光発電設備、蓄電池等)の導入

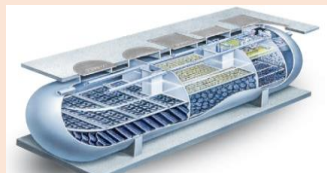
#### 【補助率】

1/2

1/2 事業者	1/2 国
------------	----------

### <事業イメージ>

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



インバータ制御



再生可能エネルギー設備



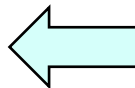
### 3. 浄化槽整備に係る予算制度

#### 循環型社会形成推進交付金によるきめ細かな支援

＜市町村における取組＞

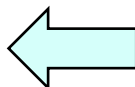
＜循環型社会形成推進交付金による支援対象＞

浄化槽台帳システムの  
整備・充実



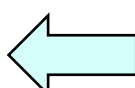
既設浄化槽の悉皆調査、紙媒体等の電子化、浄化槽台帳システムの改修等

協議会等を活用した単独転換  
促進及び維持管理向上



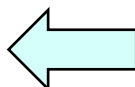
・一括契約等に必要な情報集約・システム構築等  
・単独転換や維持管理向上に資する講習会等の実施

特定既存単独処理浄化槽の  
措置に係る指導等の実施



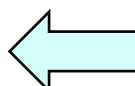
特定既存単独処理浄化槽の個別の状況を把握・確認し、  
的確な指導・勧告等を行うための調査・検討等

単独処理浄化槽・くみ取り槽  
から合併処理浄化槽への転換



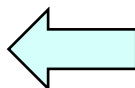
・合併処理浄化槽の設置、転換に伴う宅内配管工事  
・単独処理浄化槽、くみ取り槽の撤去

汚水処理概成に向けた単独  
転換促進・整備加速化



・事業計画額の6割以上単独・くみ取り転換(交付率1/2)  
・汚水処理概成に向けた浄化槽整備加速化(交付率1/2)

浄化槽の維持管理の向上



・公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理費  
・浄化槽長寿命化計画に基づく改築、修繕等

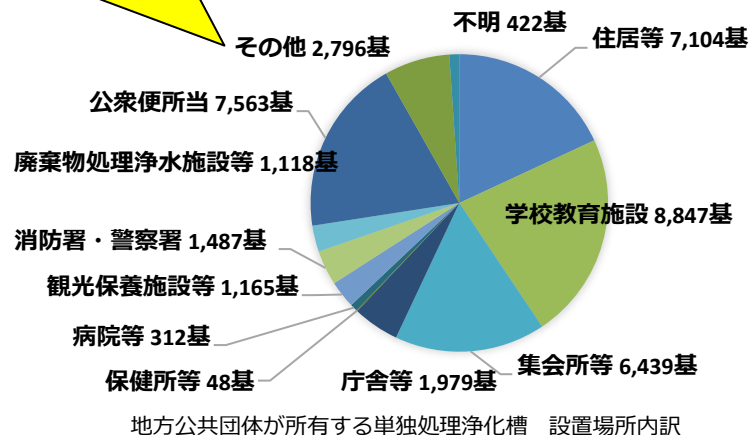
# 3. 浄化槽整備に係る予算制度

## 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

### 背景・目的

- 改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として360万基もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そうした状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約3.9万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点となる公的施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は、国土強靱化の観点からも必要性が高い。

地方公共団体が所有する  
単独処理浄化槽  
約3.9万基（令和3年度末）



### 事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率1/3（又は1/2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体（市町村設置型）
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

# 4. 令和6年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

## (1) 浄化槽整備推進のための国庫助成(循環型社会形成推進交付金)

- 汚水処理人口普及率は令和4年度末で92.9%となったところであるが、依然として地方を中心に約880万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は83.4%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽の整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- 令和6年度概算要求においては、政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上等を支援するために必要となる予算を要求。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

### ○ 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和5年度 予算額	令和6年度 概算要求額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	(90億円) 86億円	(94億円+事項要求) 87億円+事項要求	(104.2%) 101.2%

※上段( )は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る経費については、予算編成過程において検討(事項要求)

# 4. 令和6年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

## (2) 浄化槽整備推進のための国庫助成(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- 令和6年度概算要求においても、引き続き下記の事業を要求し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

### ○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R6要求額 18億円 (R5予算額 18億円)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

### ○ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 R6要求額 40億円の内数 (R5予算額 20億円の内数)

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。



# 浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和6年度要求額 8,719百万円+事項要求（8,613百万円）】 環境省

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

## 1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約930万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

## 2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業（浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業）を交付金により支援する。令和6年度要求では下線部分の追加を行う。

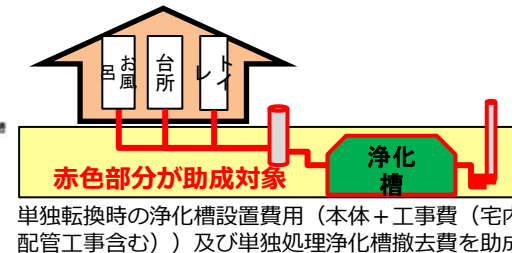
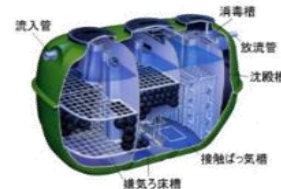
- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）  
単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業
- 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置> 汚水処理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標
- 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換  
浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用
- 公共浄化槽の整備促進に向けたPFI事業（BTO,BOO,BOT方式）への支援
- 公共浄化槽・個人設置型浄化槽の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築・修繕事業
- 浄化槽整備効率化事業  
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

## 4. 補助対象、事業イメージ

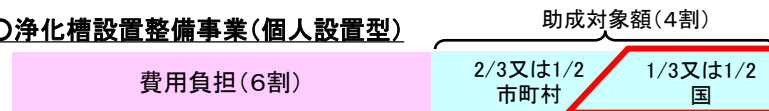
### ○浄化槽のイメージ



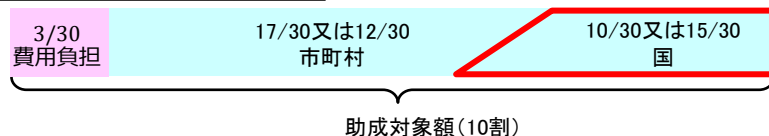
### ○事業スキーム



### ○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



### ○公共浄化槽等整備推進事業



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

# 浄化槽の整備（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）



【令和6年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

## 1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

## 2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

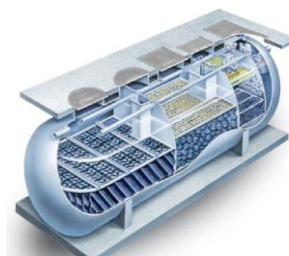
③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155



【令和6年度要求額 4,000百万円（2,000百万円）】



## 災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

### 2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附属設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

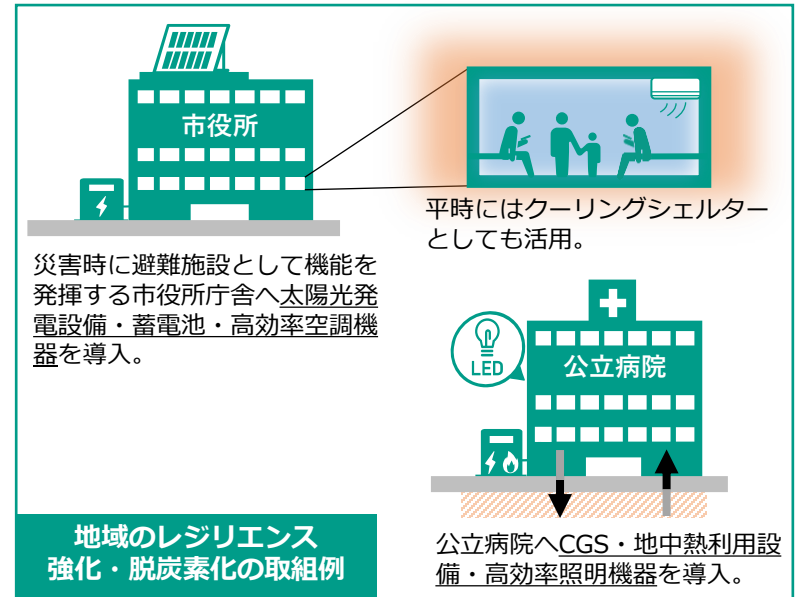
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設

- 導入
- ・再生設備
  - ・蓄電池
  - ・CGS
  - ・省CO2設備
  - ・未利用エネルギー設備等

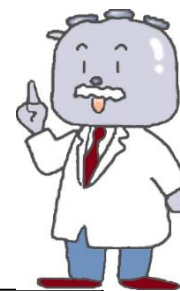


# 中長期を含めた、浄化槽の目指す方向性

- 令和8年度の汚水処理施設未普及解消に向けた取組は急務。単独処理浄化槽の転換、くみとり便槽の転換の更なる推進に向けて、予算と制度（例：特定既存単独処理浄化槽）を組み合わせて対応していく
- 浄化槽の信頼性向上のため、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の着実な実施は必須。その土台となるのは「正確な現状の把握」と「行政と事業者の連携」。浄化槽台帳の充実と協議会の活用を各地域で進めていただく必要がある
- 概成後も見据えながら、持続可能な浄化槽システムの構築を目指していく。人口減少（浄化槽ユーザーの減少でもあり、システムを支える労働力人口の減少でもある）を前提に、脱炭素化、デジタル技術の活用、国土強靱化といった課題に取り組まなければならない



ご静聴ありがとうございました。



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>